

地域生活体験モデル事業受託事業者公募要領

1 事業名

令和8年度地域生活体験モデル事業

2 事業の目的

本県では、あいち障害者福祉プラン 2021-2026 に基づき、「福祉施設入所者の地域生活への移行」を推進している。本事業は、プランの趣旨を踏まえ、地域での生活を希望する方がそれぞれの能力や適性に配慮され、自立した生活を送ることができるよう取り組むことを目的としている。

3 実施主体

愛知県

4 業務委託内容

別添「委託業務仕様書」のとおり。

5 契約条件

(1) 契約形態

最優秀企画案を提出した事業者と、別添契約書（案）により愛知県の間で、委託契約を締結する。

なお、契約書の仕様書は、企画提案書をもとに事業者と協議の上、変更を行うことがある。

(2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 契約金限度額

6,686,702 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 事業実施にあたり、令和8年2月の愛知県議会における当該予算の成立を条件とする。

※ 契約保証金は、愛知県財務規則第129条の2の規定により契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則第129条の3に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(4) 委託費の支払い方法

委託料の支払いは、原則として精算払とする。

なお、非営利法人等については、愛知県財務規則に定めるところにより、概算払を行うことができるものとする。

6 応募資格

以下のいずれにも該当することを条件とする。

- ・愛知県内に主たる事業所を有する法人であること。
- ・愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ・宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ・国税及び地方税に未納のないこと。

7 応募期間

令和8年2月18日(水)午前9時から令和8年3月9日(月)午後5時まで【必着】

8 応募方法等

当事業の受託を希望される方は、下記により企画提案書を提出すること。

(1) 企画提案書の提出

ア 提出書類

		様式	部数
①	企画提案書	別添様式1	5
②	法人の定款(会則)	(任意)	1
③	役員名簿	(任意)	1
④	事業を実施する年度(未作成の場合は、企画提案書を提出する年度)の事業計画書及び収支予算書	(任意)	1
⑤	社会的価値の実現に資する取組に関する申告書	別紙	1(該当ある場合のみ)

イ 提出方法

郵送(宅配便可)及び電子データ

※ 提出期限の扱いについては郵送を正とし、提出期限後に愛知県庁に到達したものは無効とする。
無効に関する異議申し立ては、配達証明等第三者の発行する書面等により愛知県庁への到達時間が証明できる場合に限り、受け付けるものとする。

(2) 提出書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、返却しない。

なお、企画提案書は本委託業務における受託事業者の選定以外の目的で使用しない。

イ 企画提案書の応募に関して要した経費は、応募者の負担とする。

ウ 企画提案は1事業者1案とする。

エ 実施にあたっては、採用された企画提案書の内容を双方協議の上、変更することがある。

(3) 提出期限

令和8年3月9日(月) 午後5時必着

(4) 応募書類の提出先

○ 電子データの提出先

shogai@pref.aichi.lg.jp

○ 紙媒体の提出先

〒460-8501（県庁個別郵便番号：所在地記載不要）
愛知県福祉局福祉部障害福祉課（県庁西庁舎1階）
電話 052-954-6292(ダイヤルイン)

9 選定事業者数

1者

10 提案の審査・選考等

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、愛知県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション審査（プレゼンテーション及び質疑応答）による審査を行う。

ただし、応募者が4者以上の場合、選定委員会でのプレゼンテーション審査に先立ち、書面による1次審査を行う。

また、応募状況によって、プレゼンテーション審査を書面での審査に代えて実施する場合があります。

なお、選定委員会は非公開とし、審査の過程など審査に関する問い合わせ及び異議申し立てについては、一切応じないこととする。

(2) 選定委員会について（プレゼンテーション審査を実施する場合）

ア 日時

令和8年3月19日（木）（予定）から
※時間の詳細は、参加事業者に別途連絡する。

イ 会場

愛知県庁西庁舎1階 監査指導室横会議室

ウ 方法

提出された企画提案書を使用して、1事業者15分程度のプレゼンテーション後、質疑応答を行う。

(3) 照会等

審査に至る過程で、必要に応じ、追加資料を請求する場合があります。また、応募内容等に不明な点がある場合、県から電話又はメールにより照会を行うことがあります。

(4) 審査基準

ア 現状把握・分析（地域生活移行及び地域生活の継続に関する知識、理解）

イ 事業内容（参加者の募集方法、企画内容、実施スケジュール等）

ウ 効果的な独自要素

エ 事業実施能力・体制（資金計画、人員配置、過去の活動実績）

オ 事業積算（見積額の妥当性等）

カ 社会的価値の実現に資する取組（別紙申告書のとおり）

キ 委託事業としての適切性

(5) 審査結果の通知

審査結果については、全提案者に対し文書で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、開示の対象となるが、選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問い合わせには応じられない。

(6) 契約

選定された者と愛知県は、企画提案の内容を基にして、業務履行に必要な協議、調整を行い、協議が整った上で契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、次点者と愛知県が協議等を行うこととする。

11 スケジュール（予定）

令和8年3月9日（月） 企画提案書の提出期限
令和8年3月19日（木） プレゼンテーションによる審査企画審査
令和8年4月1日（水） 契約締結、業務開始
令和9年3月31日（水） 事業終了

12 その他

(1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（別添様式2）を提出すること。

(2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格とする。

ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、指示内容に違反があった場合

イ 愛知県職員又は当該企画提案競争関係者に対して、当該企画提案競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ この応募に参加した者が、業務委託に関する競争入札等参加停止を受けることとなった場合

(3) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

13 事業提案に関する質問

令和8年2月18日（水）から令和8年2月25日（水）【午後5時】までの間で質問を受け付ける。質問事項の趣旨を明確にして、以下のアドレスに「質問書」（別添様式3）を送ること。なお、口頭（電話含む）による質問は受け付けない。

質問に対する回答は、令和8年2月27日（金）を目途に愛知県福祉局福祉部障害福祉課ホームページの新着情報に掲載する。なお、質問内容が質問者固有の内容に係る場合は、質問者にメールで回答し、ホームページには掲載しない。

○メール送付先

shogai@pref.aichi.lg.jp

※メールの件名は「令和8年度障害者グループホーム世話人等確保支援事業に関する質問」とすること。

○愛知県福祉局福祉部障害福祉課ホームページ：
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/>